

室原川高瀬川漁業協同組合内共第四号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、室原川高瀬川漁業協同組合（以下「組合」という。）及び泉田川漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第四号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、わかさぎ、やまめ、いwana、もくずがに、かわえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出、又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア、魚種	イ、区域	ウ、期間
い わ な	組合が定めて公表した区間	4月1日から9月30日までの期間で組合が公表した期間
や ま め		

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する室原川高瀬川漁業協同組合遊漁承認証取扱所に掲示するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
竿 釣	竿数を1人1本、あゆ釣の場合はリール使用禁止
たも網	たも網の径は50センチメートル以下
投 網	網目は2.4センチメートル以上
置 針	置針は3ヶ所まで。組合発行の標識を見えるところに表示すること

- 2 前項の規定にかかわらず、あゆの餌釣、あゆのオランダ仕掛けによる漁法、あゆの集魚式漁法及びあゆシャクリ釣（複数の錨針を上下させ、引っ掛けて釣る漁法）は禁止する。

（遊漁期間）

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚	種	期 間
あ	ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし投網による遊漁は8月1日から12月31日まで
こ	い	1月1日から12月31日まで
ふ	な	1月1日から12月31日まで
う	ぐ い	1月1日から12月31日まで
う	な ぎ	4月1日から9月30日まで
わ	か さ ぎ	1月1日から12月31日まで
や	ま め	4月1日から9月30日まで
い	わ な	4月1日から9月30日まで

- 2 前項の公表は、組合及び組合が委託する室原川高瀬川漁業協同組合遊漁承認証取扱所に公表するものとする。

（禁止区域）

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる河川の区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
請戸川	大柿ダム上流防塵浮標上流80メートルから下流洪水吐末端下流200メートルまでの区域	周年
高瀬川	焼築頭首工上流端から上流150メートル及び下流100メートルまでの区域	
請戸川	苅宿頭首工上流端から下流100メートルまでの区域	4月1日から7月15日まで
高瀬川	請戸頭首工上流端から下流100メートルまでの区域	
請戸川	大柿ダム下流洪水吐末端下流200メートルより下流全域	4月1日から第5条第1項の表あゆの項で規定する組合が定めて公示する期間の開始日の前日まで
高瀬川	眼鏡橋橋脚上流端から請戸川合流点までの区域	
請戸川	国道6号線請戸川橋橋脚上流端から下流全域	9月15日から11月30日まで
高瀬川	国道6号線高瀬川橋橋脚上流端から合流点までの区域	

- 2 次の表の左欄に掲げる区域において同表の中欄に掲げる期間内にするあゆの竿釣による漁法については、第5条の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる漁具及び漁法以外の遊漁をしてはならない。

区域	期間	漁具及び漁法
高瀬川 鷹の巣橋橋脚上流端から小野田橋橋脚上流端まで	6月1日から 9月30日まで	友釣

- 3 前項に定めるもののほか、理事が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公表したときは、遊漁をしてはならない。

- 4 理事が前項の禁止区域及び期間を定めようとする場合は、理事会の決議によらなければならない。

- 5 第3項の公表は、室原川高瀬川漁業協同組合事務所及び室原川高瀬川漁業協同組合遊漁承認証取扱所において公表するものとする。

(全長の制限)

- 第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	15センチメートル
う な ぎ	21センチメートル
う ぐ い	6センチメートル
や ま め	15センチメートル
い わ な	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁法	遊漁料
あ ゆ	手釣、竿釣、たも網	1日 2,300円
こ い		
ふ な		
う ぐ い		
や ま め		
い わ な		
わ か さ ぎ		
う な ぎ	手釣、竿釣、置針、どう	1年 10,000円
あ ゆ	投 網	1年 10,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、遊漁者が身体障害者（1級から3級まで）のときは、その証明書を提示した場合の遊漁料の額は次のとおりとする。なお、遊漁料は、室原川高瀬川漁業協同組合事務所において納付するとともに、証明書が本人であることを確認できるものをあわせて提示するものとする。

魚種	漁法	遊漁料
あゆ、こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな、わかさぎ	手釣、竿釣、たも網	1年 4,000円

- 3 遊漁料は、前項の場合を除き、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 室原川高瀬川漁業協同組合事務所

- (2) 室原川高瀬川漁業協同組合遊漁承認証取扱所（ただし、身体障害者への販売は組合事務所のみ）

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区 域
請戸川全域内において組合が指定し公表した区域
高瀬川全域内において組合が指定し公表した区域

5 前項の公表は、室原川高瀬川漁業協同組合事務所及び室原川高瀬川漁業協同組合遊漁承認証取扱所において公表するものとする。

6 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。